

# 名家連ニュース

平成 25 年 6 月 17 日 (月)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀場 洋二  
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 258 号

名古屋市障害者基本計画策定専門部会へ提出した意見書概要

## 分野別施策 相談等



1. 精神障害者の相談支援内容は、相談支援事業で想定されている「相談支援」とは大きく異なります。
  - (1) 病気と障害を併せ持っており、障害の程度や特性は外見や数値等では判らない。
  - (2) 相談から具体的支援・サービスに繋げるには医療との連携が不可分です。
  - (3) 相談から具体的支援・サービスに繋げるには多大な時間と労力を要します。
2. 基本相談の事業内容を明確にする必要があります。
  - (1) 「未就労・引きこもり」「病気や障害の無理解」「混乱と孤立」などサービス利用（計画相談）以前に家族・当事者が抱えている様々な日常生活上の悩み・苦しみに寄り添った相談支援。
  - (2) 必要に応じた訪問・同行（アウトリーチ）による相談支援。
  - (3) 相談支援のための医療・保健・福祉機関との連絡調整。
  - (4) 基幹相談支援センターの精神の基本相談に関するバックアップ機能の役割を担う。
  - (5) 地域における精神保健福祉ネットワーク形成と中核的役割を担う。
  - (6) 多様なネットワーク（専門職、市民、家族・当事者）の連絡・調整窓口を担う。
3. I型地域活動支援センターの事業内容を明確にする必要があります。
  - (1) 緩やかな社会参加の場を提供する。
  - (2) 当事者活動を支援する。
  - (3) 家族会活動の支援と活動の場を提供する。
  - (4) 地域住民ボランティアの育成や活動の場を提供する。
  - (5) 関係機関との協働による障害者理解促進の普及啓発事業を担う。
  - (6) 地域住民との交流の場の提供と地域づくりを推進する。
4. 「基本相談」を必須事業とした「緩やかな社会参加の場（I型地域活動支援センター）」の確保は、無支援状態の精神障害者の社会参加に必要不可欠な事業です。
  - (1) 基本相談機能と居場所機能（I型）を持った「生活支援型地域活動支援センター（仮称）」を基幹相談支援センターとは別に、単独事業として設置する。
  - (2) 当面は、事業実績がある事業所に「生活支援型地域活動支援センター（仮称）」事業を委託し、順次、各区に拡充していく方向性を明記する。
5. 「生活支援型地域活動支援センター（仮称）」の職員配置基準を適正化する。
6. 財源については、国庫補助加算標準額と地方交付税による自治体補助事業として一般財源で賄う。障害福祉関係予算の中で精神分野が占める割合は低く、社会資源の立ち遅れは歴然としています。次期計画において最重要課題として位置付ける必要があります。
7. 「生活支援型地域活動支援センター（仮称）」の実利用人員の規定については、人数で縛りかけるのではなく、内容で縛りかけることが必要です。
8. I型地域活動支援事業がデイケアや就労継続支援 B型など法人事業の利用者への追加的サービスなど付加機能的に扱われてきた経緯があった。従って「生活支援型地域活動支援センター（仮称）」については「第三者評価委員会」を設置し、事業内容と実績評価が検証できるようにする。

